

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条、第二条）</p> <p>第二章 管理体制（第三条 - 第九条）</p> <p>第三章 作成（第十条 - 第十二条）</p> <p>第四章 整理（第十三条 - 第十五条）</p> <p>第五章 保存（第十六条 - 第十八条）</p> <p>第六章 行政文書ファイル管理簿（第十九条、第二十条）</p> <p>第七章 移管、廃棄又は保存期間の延長（第二十一条 - 第二十三条）</p> <p>第八章 点検・監査及び管理状況の報告等（第二十四条 - 第二十六条）</p> <p>第九章 研修（第二十七条、第二十八条）</p> <p>第十章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第二十九条、第三十条）</p> <p>第十一章 補則（第三十一条、第三十二条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この訓令は、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下「法」という。）第十条第一項の規定に基づき、文部科学省（スポーツ庁及び文化庁を含む。以下同じ。）における行政文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第二条 （略）</p> <p>第二章～第九章 （略）</p> <p>第十章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条、第二条）</p> <p>第二章 管理体制（第三条 - 第九条）</p> <p>第三章 作成（第十条 - 第十二条）</p> <p>第四章 整理（第十三条 - 第十五条）</p> <p>第五章 保存（第十六条 - 第十八条）</p> <p>第六章 行政文書ファイル管理簿（第十九条、第二十条）</p> <p>第七章 移管、廃棄又は保存期間の延長（第二十一条 - 第二十三条）</p> <p>第八章 点検・監査及び管理状況の報告等（第二十四条 - 第二十六条）</p> <p>第九章 研修（第二十七条、第二十八条）</p> <p>第十章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第二十九条、第三十条）</p> <p>第十一章 補則（第三十一条、第三十二条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この訓令は、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下「法」という。）第十条第一項の規定に基づき、文部科学省（文化庁を含む。以下同じ。）における行政文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第二条 （略）</p> <p>第二章～第九章 （略）</p> <p>第十章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p>

(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)

第二十九条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百三十六号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成二十六年十月十四日閣議決定)及び同令第十二条第一項の規定に基づき定められた文部科学省における特定秘密の保護に関する規程に基づき管理するものとする。

(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)

第三十条 (略)

2 秘密文書の指定は、次の各号に掲げる秘密文書の種類の区分に応じ、当該各号に定める者(以下「指定者」という。)が期間(極秘文書については五年を超えない範囲内とする。次項において同じ。)を定めてそれぞれ行うものとし、その指定は必要最小限にとどめるものとする。

一 極秘文書 官房長、局長、国際統括官、文教施設企画部長、私学部長、スポーツ庁次長、文化庁長官官房審議官、文化部長、文化財部長又は施設等機関等の長

二 (略)

3～10 (略)

第十一章 (略)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十七年十月一日から実施する。

(経過措置)

2 日本学士院及び日本芸術院に対する第十九条第一項の規定の適用については、これらの機関において文書管理システムが導入されるまで

(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)

第二十九条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百三十六号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成二十六年十月十四日閣議決定)及び同令第十二条第一項の規定に基づき定められた文部科学省特定秘密保護規程(平成二十六年十二月十日文部科学大臣決定・文化庁長官決定)に基づき管理するものとする。

(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)

第三十条 (略)

2 秘密文書の指定は、次の各号に掲げる秘密文書の種類の区分に応じ、当該各号に定める者(以下「指定者」という。)が期間(極秘文書については五年を超えない範囲内とする。次項において同じ。)を定めてそれぞれ行うものとし、その指定は必要最小限にとどめるものとする。

一 極秘文書 官房長、局長、国際統括官、文教施設企画部長、私学部長、文化庁長官官房審議官、文化部長、文化財部長又は施設等機関等の長

二 (略)

3～10 (略)

第十一章 (略)

附 則

第一条 この訓令は、平成二十三年四月一日から実施する。ただし、文書管理システムが導入されるまでの間、第十九条第一項中「文書管理システム」とあるのは、「文書管理システム並びに日本学士院及び日本芸術院における行政文書ファイル等の管理を適切に行うための情報システム」とする。

の間は、同項中「文書管理システム」とあるのは、「行政文書ファイル等の管理を適切に行うための情報システム」とする。

(文部科学省本省内部部局文書決裁規則等の一部改正)

3 次に掲げる訓令の規定中「文部科学省行政文書管理規則（平成二十三年文部科学省・文化庁訓令第一号）」を「文部科学省行政文書管理規則（平成二十七年文部科学省訓令第 号）」に改める。

一 文部科学省本省内部部局文書決裁規則（平成十三年文部科学省訓令第一号）第二条第二項

二 文部科学省本省公印規則（平成十三年文部科学省訓令第二号）第九条第二項

三 文部科学省文書取扱規則（平成二十三年文部科学省・文化庁訓令第二号）第四条第二号

第二条 文部科学省文書処理規則（平成十三年一月六日文部科学省・文化庁訓令第一号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十五年七月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十六年七月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から実施する。